じょうほうたんまつとう りよう あんぜん

## 情報端末等\*を安全に利用するために~SNS家庭ルール~

かていない

\*情報端末等…学習用情報端末、携帯電話、スマートフォン、パソコン、

【家庭内のルール】	ゲーム機等インターネットに接続可能な情報通信機器のこと。
□ダウンロードのさいは、必ず係	R護者にきょかを取る。
□メッセージを送信する際は、事	前に送信先や内容を必ず見直し、個人情報等はぜったいに書
かない。	
	アクセスせいげんのせっていやメール等の内容を保護者に見
せる。	
	「を設定することは保護者の責務です。 (青少年インターネット環境整備法第6条) ・・・・
□不適切なサイトにアクセスしな	
	こはきけんなものもあるので、むやみにダウンロードしない。
□本人のさよかを得ることなく与 しない。	写真をとったり、ろくおん・ろくがしたり、かくさんさせたり
	住所、電話番号、メールアドレスなど)や他人をきずつけた
	ピインターネット上に書き込むなどのこういはしない。
主に学習用情報端末に関わること	
	- (ID)・パスワードを適切に取り扱う。
□学習用情報端末は学習に関係の	
□充電は学校が定めたルール以外	The state of the s
□アプリケーションの追加/さくじ	ょ、せっていの変更は、学校の指示に沿って行う。
<時間のルール>	
	っない。☆目安として、小学生は21時とする。
	<b>♪まで。★学校のかだい等で学習用情報端末を使用する時間は含めない。</b>
<場所のルール>	
	♪ナギ   ウェカブもとかじゅかゅと坦む / ♪ ♪ ブは田ナフ
-   はくしつやトイレ手には待ちが	\まず、家庭内であらかじめ決めた場所( ♦ )で使用する。

## <健康面へのはいりょ>

- □良いしせいを保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と情報端末等の画面とのきょりを 30cm以上はなす。(目と画面のきょりは長ければ長い方が良い)
  □長時間にわたってけいぞくして画面を見ないよう、20分に1回は、20秒以上、画面から
- 目をはなして、できるだけ遠くを見るなどして目を休める。

#### くその他>

- □SNSやインターネット上で知り合った人と会う約束はしない。
- □こまったときは、保護者や相談窓口に相談する。

### 相談窓口

- ①東京こどもネット・ケータイヘルプデスク (こたエール)
  - こたエールは、メールやLINEでも相談を受け付けています。 0120-1-78302
- ②東京都いじめ相談ホットライン(24時間) 0120-53-8288
- ③目黒区消費生活センター(相談専用電話) 03-3711-1140
  - 消費生活センターは、契約上のトラブルなど消費生活全般について困ったときの相談を受け付けています。
- ④警察相談専用電話

- #9110
- ⑤子どもの人権110番(法務局、地方法務局)
- 0120-007-110

◆は保護者の方と決めましょう。

【家庭内でのルールづくりのポイントのれい】をさんこうに保護者の方とルールを決めましょう。

じょうほうたんまつとう あんぜん りょう

④警察相談専用電話

⑤子どもの人権110番(法務局、地方法務局)

# 情報端末等\*を安全に利用するために~SNS家庭ルール~

かていない

\*情報端末等…学習用情報端末、携帯電話、スマートフォン、パソコン、

【家庭内のルール】	ゲーム機等インターネットに接続可能な情報通信機器のこと。
<使い方のルール> □ダウンロードの際は、必ず保記 □メッセージを送信する際は、事 い。	護者に許可を取る。 ■前に送信先や内容を必ず見直し、個人情報等は絶対に書かな
□定期的にフィルタリング・アク ※青少年の使用する端末にフィルタリング: □不適切なサイトにアクセスした	フセス制限の設定やメール等の内容を保護者に見せる。 を設定することは保護者の責務です。(青少年インターネット環境整備法第6条) ない。
□本人の許可を得ることなく写真 □自分や他人の個人情報(名前、	こは危険なものもあるので、むやみにダウンロードしない。 真を撮ったり、録音・録画したり、拡散させたりしない。 住所、電話番号、メールアドレスなど)や他人を傷つけたり。 アーネット上に書き込むなどの行為はしない。
□学習用情報端末は学習に関係の	(ID)・パスワードを適切に取り扱う。 のない目的では使わない。
	外の方法を行わない。 余、設定の変更は、学校の指示に沿って行う。
	つない。 ☆目安として、小学生は2l時とする。 ♪まで 。 ★学校の課題等で学習用情報端末を使用する時間は含めない。
<場所のルール> □浴室やトイレ等には持ち込ます	ず、家庭内であらかじめ決めた場所(◆)で使用する。
<健康面への配慮>	◆は保護者の方と決めましょう。
c m以上離す。(目と画面の距	面を見ないよう、20分に1回は、20秒以上、画面から目を
<その他> □SNSやインターネット上で矢 □困ったときは、保護者や相談窓	ロり合った人と会う約束はしない。 &口に相談する。
<b>相談窓口</b> ①東京こどもネット・ケータ	マイヘルプデスク (こたエール)
こたエールは、メールやLINEで ②東京都いじめ相談ホットラ ③目黒区消費生活センター	

【家庭内でのルールづくりのポイントの例】を参考に保護者の方とルールを決めましょう。

消費生活センターは、契約上のトラブルなど消費生活全般について困ったときの相談を受け付けています。

#9110

0120-007-110